

令和5年度障がい者虐待防止研修事業委託に係る契約希望者の公募について

令和5年8月21日
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

1 公募に付する事項

令和5年度障がい者虐待防止研修事業委託 一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人等で、3に記載する業務の実施が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員等その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 本件委託予定事業に類似する事業実績を有する者であること。

3 委託業務等の内容に関する事項

(1) 目的

障がい者虐待の防止に関する知識や技能を習得するとともに、障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者に対する虐待や不適切な対応の防止を目的として研修を行うものである。

(2) 委託期間

契約日～令和6年3月31日

(3) 委託内容

この事業では、別添仕様書により以下の内容を行うものとする。

- ア 研修の企画、募集及び運営全般
- イ 講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整
- ウ 研修の実施（講義及び演習）
 - ・ 障がい者虐待防止に関する共通講義（1日・動画の視聴によるものも可）
 - ・ 演習研修（1日）
- エ その他研修に関連する業務

4 実施希望届の提出期限

本事業の受託を希望する場合は、令和5年8月31日（木）（必着）までに、別紙「令和5年度障がい者虐待防止研修事業委託実施希望届」を岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に提出すること。

5 契約候補者の選定方法

- (1) 上記2の応募要件を1つでも満たさない者の届出は無効とする。
- (2) 届出が1者の場合には、当該届出のあった者を契約候補者とし、2者以上の場合には別途通知する方法により契約候補者を選定する。

※ 契約候補者となった場合は、別途見積書を提出していただき、県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなるため、契約候補者となったことによって契約を確約するものではないこと。

6 その他

本公募案内及び仕様書に定めのない事項については、随時県と協議の上、事業を実施すること。

7 問い合わせ先

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課障がい福祉担当

電話 019-629-5448

FAX 019-629-5454

メール AD0006@pref.iwate.jp